

第 102 回 全国健康保険協会千葉支部評議会の概要報告

開 催 日	平成 30 年 10 月 17 日 水曜日 15:30～ 17:00
開 催 場 所	日本生命千葉ビル 4 階会議室
出席者	飯田評議員、桐谷評議員、椎名評議員、鈴木評議員、高原評議員、出口評議員、松本評議員、山口評議員（五十音順）
議 題	1. 平成 31 年度保険料率に関する論点について 2. 平成 30 年度の自治体と連携した健康づくり事業について
議 事 概 要 (主な意見等)	

開会挨拶

＊ 本日は大変お忙しい中、千葉支部評議会にご出席いただきありがとうございます。
先月 25 日に開催された全国支部長会議の冒頭挨拶の中で、「少子高齢化や膨大な医療費の増加が止まない中、協会けんぽの基本使命の達成のための行動が今改めて強く求められており、我々はその達成のために全力で取り組んでいかなければならない」と安藤理事長が述べられ、そのための組織づくり、人材育成、業務・財務運営方針が示されました。

これらの方針の原点は、前理事長の小林が国庫補助率の法定化による財務の安定を受け、平成 27 年 10 月の全国支部長会議で、「協会けんぽの活動は保健事業の強化と対外的意見発信や自治体とのコラボ推進など、新たなステージに入っていく段階である」と表明したところにあります。その後、考え方の整理や、施策の具体化などその方向に向け、着実に進捗してきていると感じます。今回は特に、支部の予算の取り扱いについて、従来の細かなルールを簡素化または廃止し、これからの協会活動のメインとなるべき保健事業分野で支部の方針や独自性を反映しやすくしたことなどは大きな変化であり、同時に大きなチャンスであると考えております。ただ、支部の自由度が高まったということは、今まで以上に支部の自主性・実行力、そしてその結果が求められることとなり、支部長として、今まで以上に人材育成と併せて積極的な支部運営を行いたいと考えております。評議員の皆様それぞれの立場からのアドバイス・ご指摘等を是非ともいただきたく、改めてお願い申し上げます。それでは、本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

議事概要

1. 平成 31 年度保険料率に関する論点について

(資料 1-1: 平成 31 年度保険料率に関する論点について)

(資料 1-2: 協会けんぽ(医療分)の 2017(平成 29)年度決算を足元とした収支見通し(2018 年 9 月試算)について)

《主な意見・質問等》

◆何も問題はない。去年、一昨年と同じ。先々の心配もあるので平均保険料率は10%でよい。しかし、国の立場になると、準備金がこれほど積み上がってもいいものかと考える可能性はある。《事業主代表》

抜粋

◆資料 1-1 P34：単年度収支、準備金の推移、平均保険料率の推移等 について、去年、保険料率への意見として「加入者の立場からすれば、引き下げられる時に引き下げたほうがよいのではないかと述べた。加入者の立場で資料 1-1 P34 のグラフを見せられると、平均保険料率を10%に据え置くことが本当によいのかと疑問に感じる。

そこで次の2点について伺いたい。(例示として、次のようなことを勘案しているのかどうかなど、十分な説明があれば、平均保険料率を10%にすることはやむを得ないと思う。)

《学識経験者》

①同資料 P35：加入事業所数、加入者数の推移 に関連して、

最近の流れで、健康保険組合が解散し協会けんぽに移るという事象がある。単純に考えると、健康保険組合の被保険者の平均賃金は協会けんぽの平均賃金よりも高いのではないかとと思われる。したがって、協会けんぽへ移行してくるという流れの中で、協会けんぽの総報酬額は増えていくのではないかとと思うが、このことは、今後の収支計算に反映されているのか。

⇒おっしゃるとおり、これから健康保険組合の解散（非常に大規模な健康保険組合を含む）が予定されています。総報酬額が増加するとも考えられますが、計算には個別の健康保険組合の解散の影響は反映しておりません。一方で短時間労働者の比較的報酬の低い被保険者の増加も見込まれており、どちらの影響が強くなるかは不透明であります。

②被保険者数の状況について、高齢化の影響で65歳未満の労働者数は減少している一方、定年の延長および元気な高齢者の増加がこれから進むと考えられるが、高齢化したからといって、果たして協会けんぽの総報酬額が減少していくのかどうか疑問を持っている。このことは、今後の収支試算に反映されているのか。

⇒年齢の上昇に基づく収入の多寡までは反映されていません。あくまでも、これまでの実績を基に計算した結果を示しています。

◆定年延長が増えても、経営者側からすると事業所の総人件費は決まっている。その中で65歳まで雇用するので、賃金は下がっていくと考える。40歳くらいから賃金カーブを下げていかないと総人件費を維持できないのではないかと。それを踏まえ、(資料 1-1 P12~18 の)シミュレーションを見ると、賃金が上がっていくという想定は予定どおりになるとは考えづらい。(主観では、賃金の変化は水平線に近い皿のような状態だ。) 保険者としては、健康保険制度の考え方を単年度収支均衡とするのが原則だと思うが、将来に備えて今は積み立てている状況と考える。

しかし、新聞報道等で「協会けんぽ6年連続黒字。積立金2兆円超に膨らむ。」と言われると、加入者の立場からすれば衝撃的であり、「なぜ下げてくれないのか」と思うのは当たり前の心情である。我々評議員は、この将来推計を見て、(これから) どうするかという議論をするが、一般の被保険者には「こんなに儲かっているのに、なぜ保険料はこんなに高いのか」という素朴な疑問が生まれると思う。ジェネリック医薬品の使用や、インセンティブ制度の各指標について頑張っており取り組んでいるのに、なぜ下がらないのかと思うはずである。これらの基礎資料は危機感を煽るような資料に見える。加入者の立場からすると「少しでも下げてほしい」と思う。努力した結果が反映されたほうがよい。

どの資料を以てどう決定すれば適正か判断するのは難しい。例えば、2兆円規模の積立金の運用方法をオープンにすべき。

また、資料 1-1 P42 保険料率最高の支部と最低の支部に1%もの格差が生じることは、果たしてこれでよいのかと疑問に思う。保険料率の低い都道府県に移転する事業所も出てくるのではないかと。《被保険者代表》

◆総合健康保険組合が解散し、協会けんぽへ移行してくる事象について、解散後、採算が良い事業所はまた別の健康保険組合へ移行し、採算が悪い事業所だけが協会けんぽへ移行していると聞いたことがあるが本当か伺いたい。それであれば収支バランスが悪化し、財政悪化につながる。《被保険者代表》

⇒本来、健康保険の加入者は協会けんぽの適用ですが、このうち厚生労働省の認可を受けて独自で健康保険を運営するのが健康保険組合です。健康保険組合が解散したときは、協会けんぽが受け皿となり、運営が困難に陥った健康保険組合の事業所を受け入れているのは制度上の決まりです。

平成29年度の健康保険組合への移行は713事業所(被保険者数約36,000人)、協会けんぽの受入れは218事業所(被保険者数約27,000人)。平均標準報酬月額は、健康保険組合への移行分は約370,000円、協会けんぽの受入れ分は約293,000円であり、平均標準報酬月額には確かに差があります。(平成29年度事業報告書P8を以て説明)

◆弊社は茨城にも支店があるが、茨城支部の保険料率が千葉支部より下がれば、本社を茨城に移転することも考えなければならない。何百人もいる会社は1%変わるだけでも負担する保険料に大きな差が出る。《被保険者代表》

◆短時間労働者の適用拡大は、協会けんぽにとってはメリットなのか伺いたい。《被保険者代表》

⇒被保険者の増加は保険料収入の増加になる点がメリットといえます。

◆外国人労働者の増加は加入者数の推計に反映させているか伺いたい。《被保険者代表》

⇒現在の加入者数を基に推計しており、その加入者数は国籍を分けて計算してはおりません。

◆資料 1-1 P43: 激変緩和率は、1.4 引き上げで 8.6/10 になるのは変更なさそうか伺いたい。
(急に引き上げが中止された過去がある) 《事業主代表》

⇒運営委員会の議論においても平成 31 年度末で激変緩和措置を解消する方向で進んでおり、
変更はないと思われます。

2. 平成 30 年度の自治体と連携した健康づくり事業について

(資料 2 : 平成 30 年度の自治体と連携した健康づくり事業について)

《主な意見・質問等》

特になし

特 記 事 項	
---------	--

・傍聴者 1 名

・第 103 回千葉支部評議会開催予定 平成 30 年 11 月 13 日 (火) 14 : 30 ~